

内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日 時 令和4年10月6日（木）10:25 ～ 10:35

場 所 合同庁舎8号館 共用会議室

出席者 先方）九後委員長、中本副委員長、浅野書記長 外3名

当方）窪田人事政策統括官、松本内閣審議官、山村総括参事官

案 件 人事院勧告の取扱い等に関する要求書に対する最終回答

国公労連

近日中に第2回給与関係閣僚会議の開催が見込まれているところ、2022年人事院勧告の取扱いについて、これまでの私達の要求・主張等を踏まえ、政府としての最終回答を求める。

内閣人事局

まず最初に、職員が日々、国民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策などに奮闘していることに敬意を表する。

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、検討を続けた結果、明日、勧告どおり令和4年度の給与改定を行うことが決定される方向である。

その上で、給与改定に係る法律案についても決定されることとなる。

国家公務員の働き方改革については、長時間労働を是正し、テレワークを当たり前の働き方にするとともに、職員が職務を通じて成長実感を得られるようにすることが、優秀な人材の確保のためにも重要であると考えている。

これらの取組について、現場の実情を含め、皆様からのご提案をいただきながら、しっかりと前に進めるのでご協力をお願いしたい。

本日の回答は以上である。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、行政の効率的な運営に努めていただきたい。

なお、給与以外の要求事項への回答については、先日、私から申し上げたとおりである。

国公労連

回答をいただいたが、我々の主張や要求を十分踏まえたものになっていない。

10月3日の第210回臨時国会の首相所信表明演説では、「官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現」に取り組むこととされ、いわゆる実質賃金の改善が社会的な要請となっている。昨年の人事院勧告の取扱いに当たっては、「民間被用者の給与にも事実上影響を及ぼす」ことを踏まえ、「国政全般の観点、…経済対策等政府全体の取組との関係も見極めることが必要」であることが政府の見解として表明された。

国の経済対策を担う政府の責任において、社会的な影響のある公務員賃金により民間賃金の改善を先導すべきである。諸手当の改善を含めて、人事院勧告を上回る給与改定を措置するよう、改めて強調しておく。

非常勤職員の賃金の遡及改善について、常勤職員の改正給与法の施行の翌月から給与改定するという2017年5月の各府省申合せは、2020年5月に施行されたパートタイム・有期雇用労働法第8条で禁止されている「不合理な待遇」に該当する。民間に率先して模範となるべき政府の運用が労働法制に背反しており、社会的な法秩序を乱すことにつながりかねない。本年4月に前年度一時金の減額遡及を各府省に通知したこととの整合性を踏まえ、各府省における恣意的かつ不合理な運用が回避されるよう、政府としての指導を徹底するよう求める。

また、再任用職員は、定員措置を必要とするフルタイム勤務の希望がかなわず、約6割が短時間勤務を余儀なくされているため、賃金水準がさらに抑制される実態にある。公務・公共サービスの水準を維持するためには、再任用等により高齢層職員の人材を確保し、その知識・技能を確実に継承していく必要があり、そのための処遇改善は喫緊の課題となっている。

長時間労働をはじめ、あらゆる職場の問題を解消するためには、根源的な要因である定員事情を改善するよう求める。

「新たな行政課題」等が重視されるあまり、各府省の定員要求は、新規事業の肥大化を伴うものにならざるを得ず、一方で既存の業務にも行政ニーズが高止まりしている実情があるため、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドを推進できない実態にある。仮に増員が措置された場合であっても、行政サービスを直接的に提供している地方出先機関への配分は僅かにとどまっているため、「仕事は増えても人は減っている」という実感が顕著となっている。

定員の再配置を基軸とした現在の定員管理政策では、実際の行政需要に的確に対応するための組織体制を維持できない。非常勤職員の安定雇用や再任用職員の処遇の問題もそこから派生している。一方的かつ、一律に定員合理化を決定している「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を即刻廃止するよう求める。

「テレワークを当たり前の働き方にする」とあったものの、テレワークは前回も指摘したとおり、とりわけ地方出先機関において、労働力の分散に伴う組織パフォーマンスの低下を招き、在庁勤務の職員の業務負担と不公平感につながっている。経済的な自己負担も過重なものとなっており、もはや一般的な職員の受忍限度を超過している。諸問題が解消されないままでは、安易な導入・普及には慎重になるべきである。

国家公務員の労働基本権の全面回復について、政府はこれまで一貫して「誠実に意見交換しつつ、慎重に検討してまいりたい」としながら、すでに10年以上を経過している。最低でもその「意見交換」や「検討」の開始時期を明確化すべきであり、早急に国公労連との労使協議を開始するよう求める。

以上申し上げて、最終回答に対する国公労連からの意見表明とさせていただく。

内閣人事局

皆様方のご意見はしっかりと承った。引き続き、皆様方との意思疎通に努めてまいりたい。

国公労連

よろしくお願いいたします。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）